

重 要 事 項 説 明 書

当事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、60 歳以上の方で身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な人が低額な料金で利用できます。日常生活上援助、介護が必要となった場合は、在宅サービスを利用できます。

1.事業者

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1)法 人 名 | 社会福祉法人長生会 |
| (2)所 在 地 | 福岡県小郡市三沢字花聳 881-1 |
| (3)電 話 番 号 | 0 9 4 2 - 7 5 - 2 6 1 7 |
| (4)代 表 者 名 | 理事長 柳 茂 |
| (5)設 立 年 月 日 | 昭和 5 1 年 2 月 2 4 日 |

2.事業所の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1)事 業 の 種 類 | 軽費老人ホーム（ケアハウス） |
| (2)事 業 の 目 的 | 入居者が自立した日常生活が出来るように、必要な各種サービスを提供します。 |
| (3)事 業 所 の 名 称 | ケアハウス小郡 |
| (4)所 在 地 | 福岡県小郡市三沢 5432-1 |
| (5)電 話 番 号 | 0 9 4 2 - 7 5 - 5 3 1 1 |
| (6)施設長(管理者)名 | 平原 昭夫 |
| (7)事業所の運営方針 | 入居者が心身ともに充実した、明るい自立した日常生活を送ることが出来るよう、食事の提供、各種相談・支援、その他生活全般の援助を行います。 |
| (8)開 設 年 月 日 | 平成 9 年 4 月 1 5 日 |
| (9)定 員 | 5 0 名 （2 人部屋・・・ 4 室*54.06 m ² /室）
（1 人部屋・・・ 4 5 室*28.00 m ² /室） |
| (10)入 居 条 件 | |

- ・ 6 0 歳以上の方（但し、6 0 歳以上の配偶者と共に利用する方については、一方が未満でも利用できます。）
- ・ 日常生活に介護を要しない方。
- ・ 自分の身の回りのことができ、自立して生活できる方。
- ・ 高齢により独立しての生活には不安のある方。

3.施設の居室・設備の概要

(1)居室の概要

居室の種類	面積	室数(名)	2階	3階	4階	5階
2人部屋	54.06 m ²	4室(8名)	0室(0名)	0室(0名)	1室(2名)	3室(6名)
1人部屋	28.00 m ²	45室(45名)	13室(13名)	14室(14名)	12室(12名)	6室(6名)
計	—	49室(53名)	13室(13名)	14室(14名)	13室(14名)	9室(12名)

*各居室には、①下足箱、トイレ、浴室(ユニットバス)、ミニキッチン、押入れ、クローゼット等があります。

②冷暖房エアコン、ナースコール、電話配線、物干し受け金具があります。

(2)共用部の設備概要

*1階の共用浴室は、男女別々の天然温泉大浴場となっております。

*各階に洗濯乾燥室、畳敷きの談話コーナー等のホールがあります。

*各階の卓球場、貸し簡易保管倉庫(有料)、の利用ができます。

*1階に共用食堂、集会場、相談室、図書室、茶室等があります。

*防災設備として、消火器、消防署への非常火災報知設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、非常警報設備、排煙設備、非常電源(自家発電設備)、誘導灯、誘導標識等があります。

(3)屋外設備の概要

*無料駐車場が完備されています。(一部屋根付き)

*屋外グランドゴルフ場のご利用(無料)ができます。

*花壇・菜園のご使用ができます。(別紙「花壇及び菜園の利用規定」に準ず)

4.職員の職種・員数及び職務内容

当事業所に勤務する職種・員数及び職務の内容は次の通りとする。

職種	職務内容	基準	勤務体制
施設長	施設長は、理事会の決定する方針に従い、施設職員に必要な指揮命令を行い当事業所の運営管理を統括します。	1名	常勤兼務
生活相談員	生活相談員は、入居者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行います。	1名	常勤 日勤 8:15～17:45 早出 7:20～17:20
介護職員	介護職員は、入居者の日常生活の支援、援助及び共有スペースの清掃を行います。	2名	常勤 日勤 8:15～17:45 早出 7:20～17:20

職種	職務内容	基準	勤務体制
栄養士	栄養士は、献立表の作成及び調理上の衛生管理、指導を行います。	1 名	常勤 日勤 8 : 30～18 : 00 早出 6 : 50～16 : 20
調理員	調理員は、献立表に基づき食事の提供を行います。	4 名	常勤 日勤 8 : 30～18 : 00 早出 6 : 50～16 : 20

上記の他、必要に応じその他の職員を配置することができます。

5. 提供するサービスと利用料金

[サービスの概要]

(ア) 食事

- ・栄養士が作成した献立により、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・朝・昼・夕の定時に食堂にて、セルフサービスにて食事を摂って頂きます。
- ・食事時間
朝食： 8 : 00～ 8 : 40
昼食： 12 : 00～12 : 40
夕食： 17 : 00～18 : 00
- ・食事を欠食、追加等の変更がある場合は届出用紙にて受付けます。

(イ) 入浴

- ・入浴時間は、毎日 15 : 30～20 : 30 とします。(木曜日はシャワーのみ)
- ・正月（三が日）の入浴時間は、8:00～18:00 とします。
- ・入浴の準備及び管理・清掃は事務所で致します。

(ウ) 相談・援助

- ・入居後の心配事、各種相談には生活相談員が応じ、適切な助言を行います。
- ・罹病・負傷等の緊急時の病院への搬送、受診援助等の対応を致します。

(エ) 夜間体制

- ・夜間においては、管理人又は宿直者が対応いたします。

(オ) その他の任意サービス(施設独自のサービス)

- ・買物バスの運行・・・週 2 回(火曜日・金曜日)
- ・通院車輛の運行・・・週 2 回(月曜日・火曜日)
- ・行楽・行事等の参加、支援の各種サービス

[サービスの利用料金]

- (ア) 毎月の利用料金は、「生活費」「サービスに要する費用」「居住に要する費用」の 3 項目に分かれています。

- (イ)「サービスに要する費用」は、前年の収入に応じて区分され助成されています。(毎年更新)
- (ウ) 収入とは、前年の収入から、租税・社会保険・医療費等の必要経費を控除した後の収入を対象と致します。
- (エ) ご夫婦の場合の収入は、合計額の半分が各々の収入として算定されます。
- (オ)「居住に要する費用」は、入居一時金(預り金)28万円を選択された場合一人当たり40,000円、入居一時金450万円を選択された場合一人当たり15,000円とします。
- (カ) 上記以外で、自分の部屋で使用された光熱水費(電気・ガス・水道代)は、各自のご負担となります。また電話を設置される方は、その費用、使用料は各自負担です。
- (キ) 利用料金の詳細については、別紙「利用料規程」に定めておりますので、参照してください。

[利用料金のお支払方法]

*利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、請求いたしますので、毎月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 事務所窓口での現金支払い
- イ. 下記指定口座への振込み
福岡銀行 小郡支店 普通預金 口座番号 1378486
社会福祉法人長生会 ケアハウス小郡 理事長 柳 茂
- ウ. 金融機関からの口座自動引き落とし
ご利用できる金融機関：福岡銀行・西日本シティ銀行

6.入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、義務付けるものでもありません。)

(1)協力医療機関

医療機関名称	所在地	電話	診療科目
協和病院	小郡市祇園 2-1-10	72-2121	内科・外科・胃腸科・皮膚科・肛門科・リハビリ科
嶋田病院	小郡市小郡 217-1	72-2236	内科・外科・胃腸科・整形外科・呼吸器科・肛門科・リウマチ科
楡の木クリニック	小郡市美鈴の杜 1丁目 1-1	27-7841	精神神経科・心療内科

新古賀リハビリ テーション病院 みらい	小郡市山隈 273-11	7 3 - 0 0 1 1	内科・循環器内科・腎臓内 科・リハビリテーション 科・消化器内科・心療内 科・人工透析内科・整形外 科
---------------------------	--------------	---------------	---

(2)協力歯科医療機関

医療機関名称	所在地	電話
りんご歯科	小郡市三沢 4795-9	7 5 - 7 1 1 8

7.緊急時及び事故発生への対応について

(1) 緊急時の対応

入居者の病状が急変した場合は、速やかに主治医や協力病院、ご家族、救急隊等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

(2) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等へ連絡を行い必要な措置を講じます。また、事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止に努めます。

8.身体拘束の廃止について

施設サービスの提供に当たっては、当該入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・行動を制限する行為を行わないものとする。やむを得ず、身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状態並びに理由等を記録するものとする。

9.花壇及び菜園の利用について

当事業所敷地内にある、花壇及び菜園の利用について別紙「花壇及び菜園の利用規定」を定めておりますので、利用される方は参照してください。

10.苦情の受付について

(ア) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付箱を食堂に設置してあります。

苦情受付担当者	生活相談員	小川 寿和子	TEL : 7 5 - 5 3 1 1
苦情解決責任者	施設長	平原 昭夫	TEL : 7 5 - 5 3 1 1
第三者委員	小郡市上岩田 764-1	野瀬 賢一	TEL : 7 2 - 2 9 2 2

(イ) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県運営適正化委員会	TEL : 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1
-------------	-------------------------------

11.福祉サービスにおける第三者評価の受審について

実 施 の 有 無	無
実施した直近の年月日	
第 三 者 評 価 機 関 名	
評価結果の開示状況	

以上

令和 年 月 日

- ・ 当事業所の入居サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明者)

住 所 : 福岡県小郡市三沢 5432-1

事業所名 : 社会福祉法人長生会 ケアハウス小郡

説 明 者 : 生活相談員 (印)

- ・ 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

(入居者)

住所 :

氏名 : (印)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

花壇及び菜園の利用規定

平成 16 年 9 月 27 日

ケアハウス小郡

(目的)

第 1 条 社会福祉法人長生会 ケアハウス小郡の花壇及び菜園の適正な利用を確保するために、また、入居者の方々に楽しくご利用いただけるようこの利用規定を設けます。

(場所)

第 2 条 ケアハウス小郡のグランドゴルフ場南面遊歩道の南側スペースを主にします。

(利用者)

第 3 条 利用される方は、原則的にケアハウス小郡の入居者と致します。

(利用料)

第 4 条 利用料金は無料と致します。

(利用方法)

第 5 条 利用者のご希望により管理できる範囲に区分し、名札等の看板で標示し、各自自由に野菜、花の栽培を行えるものとする。

2. 利用を開始される方、また利用を完了されようとする方は、事務所に事前に連絡を取っていただければ、調整いたします。

3. 利用範囲を広げたい方、狭めたい方も 2.同様に事務所で調整いたします。

4. 利用に当たっては、他の人、特に隣地には迷惑のかからないように、雑草取り等の手入れ、お世話を怠ることのないように、管理することとします。

5. 他人が育て栽培している作物、花、土等の無断採取は絶対しないこととします。

(使用道具等)

第 6 条 使用道具の用意は、各利用者にてご準備することとします。なお、その場合は各自の責任の下、使用道具の管理をするものとし、氏名や目印等の記入をお勧めします。

(植物の規制)

第 7 条 植える植物については高木になったり、根をあまりに横に張ったり、隣地に迷惑なほどに陰を落としたりするような植物(樹種、花苗等)は、規制するものとします。

(その他)

第 8 条 使用にあたり、この規定を遵守できない場合は、使用をお断りする場合もあります。

(附則)

この規定は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。